

(趣旨)

第1条 大地震時における木造住宅の倒壊等による被害を軽減するため、耐震診断又は耐震改修工事を行った住宅の所有者等に対して、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるもののほか、杵築市補助金等交付規則（平成17年杵築市規則第37号）第16条、第17条及び第18条の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大分県木造建築耐震診断士

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3の規定により大分県知事が登録した建築士事務所に所属する建築士で、大分県知事の指定する耐震診断講習を受講し大分県建築物総合防災推進協議会に登録した者をいう。

(2) 耐震診断

一般財団法人日本建築防災協会が定める「一般診断法」又は「精密診断法」により行う建築物の耐震性能に関する診断をいう。ただし、補助金の交付の対象となるのは、大分県木造建築耐震診断士（以下「診断士」という。）が行ったものに限る。

(3) 耐震補強設計

診断士が行う建築物の耐震性能を向上させるための補強計画で、その耐震性能を一般財団法人日本建築防災協会が定める「一般診断法」又は「精密診断法」により確かめたものをいう。ただし、大分県知事が認めたものについては、この限りではない。

(4) 耐震改修工事

耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であるものを、1.0以上とするための耐震補強設計に基づき行う改修工事（減築を含む。）をいう。ただし、原則として増築（床面積の増えないものは除く。）に係る工事は含まないこととする。

(5) 部分耐震改修工事

下記に掲げる工事とする。

ア 段階的耐震改修工事

耐震診断の結果、1階部分の上部構造評点が0.7未満であるものを、以下の基準を満たす耐

震補強設計により行う改修工事。又は耐震性の向上が期待できるものとして大分県知事が認める改修工事。

(ア) 階別型 第一段階で2階建て住宅の1階部分の上部構造評点を1.0以上とする改修工事

(イ) 評点型 第一段階で住宅全体の上部構造評点を0.7以上1.0未満とする工事

イ 耐震シェルター改修工事

耐震診断の結果、1階部分の上部構造評点が0.7未満であるものについて、1階の1室の内部に強固な室（面積4.0平方メートル以上）を設けるための工事で、一般社団法人大分県建築士事務所協会が運営する木造住宅耐震改修工法技術評価委員会の認定を受けたもの又はその他大分県知事が認めたもの。

(6) 工事監理

建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項に規定する工事監理をいう。

（補助対象者等）

第3条 耐震診断に要する経費に係る補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する住宅の所有者等（国、地方公共団体又はその機関を除く。）とする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された本市の区域内の木造住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）

(2) 構造が次に掲げる工法以外の住宅

ア 丸太組工法

イ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3号の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法

2 耐震改修工事に要する経費に係る補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する住宅の所有者等（国、地方公共団体又はその機関を除く。）とする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された本市の区域内の木造住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）で、耐震診断の結果、精密診断法による上部構造評点が1.0未満（市長が特に認める場合は一般診断法による上部構造評点が1.0未満）であるもの

(2) 構造が次に掲げる工法以外の住宅

ア 丸太組工法

イ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3号の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法

3 部分耐震改修工事に要する経費に係る補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する住宅の所有者等（国、地方公共団体又はその機関を除く。）とする。

（1）昭和56年5月31日以前に着工された本市の区域内の木造住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）で、耐震診断の結果、精密診断法による1階部分の上部構造評点が0.7未満（市長が特に認める場合は一般診断法による1階部分の上部構造評点が0.7未満）であるもの

（2）構造が次に掲げる工法以外の住宅

ア 丸太組工法

イ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3号の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助対象経費及びこれに対する補助金の額は、次のとおりとする。

	補助対象経費	補助金の額
耐震診断に要する経費に係る補助金	診断士が行う補助対象住宅の耐震診断に要する経費	別表の区分毎に定める額とし、その額を超える場合はその額を限度とする。
耐震改修工事に要する経費に係る補助金	補助対象者が施主となって実施する耐震改修工事に要する経費（補助対象者が診断士の所属する建築士事務所に委託して実施する耐震補強設計及び補助対象者が施主となって実施する工事監理に要する経費を含む。屋根軽量化（瓦への葺替えに限る）に係る落下防止対策工事（独立行政法人建築研究所の監修のもとに一般社団法人全日本瓦工事業連盟等が発行する瓦屋根標準設計・施工ガイドラインに準拠した工事に限る。）を含む。）。)	補助金の額 補助対象経費の内住宅1棟あたり150万円を限度額とする。（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）

	ただし、国又は地方公共団体から補助金以外の補助、助成等を受ける場合は、これらの補助、助成等の対象となる経費を除く。	
部分耐震改修工事に要する経費に係る補助金	補助対象者が施主となって実施する部分耐震改修工事に要する経費（補助対象者が診断士の所属する建築士事務所に委託して実施する耐震補強設計及び補助対象者が施主となって実施する工事監理に要する経費を含む。屋根軽量化（瓦への葺替えに限る）に係る落下防止対策工事（独立行政法人建築研究所の監修のもとに一般社団法人全日本瓦工事業連盟等が発行する瓦屋根標準設計・施工ガイドラインに準拠した工事に限る。）を含む。）。ただし、国又は地方公共団体から補助金以外の補助、助成等を受ける場合は、これらの補助、助成等の対象となる経費を除く。	(1) 補助対象経費の2/3以内の額とし、実施する工事に応じ次の各号に掲げる額を限度とする。（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。） ア 第2条第5号アの工事にあつては60万円 イ 第2条第5号イの工事にあつては30万円 (2) 一方の部分耐震改修工事に要する経費に係る補助金により補助を受けた住宅にあつては、上記に関わらず、補助額の合計が80万円を超えない額を限度

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提出しなければならない。

（1）耐震診断に要する経費に係る補助金

- ア 杵築市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（診断）（様式第1号）
- イ 耐震診断を受けようとする住宅の建築年が記載された官公署の発行した書類又はその写し
- ウ 耐震診断を受けようとする住宅の位置図
- エ 耐震診断を受けようとする住宅が併用住宅の場合はその概略平面図
- オ 耐震診断に要する費用の見積書の写し

カ 耐震診断を行う住宅の写真

キ 杵築市木造住宅耐震化促進事業申請等事務代行届（様式第10号）（代行者が申請等を行う場合に限る。）

ク その他、市長が必要と認める書類

（2）耐震改修工事に要する経費に係る補助金

ア 杵築市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（改修）（様式第1号の2）

イ 耐震改修等（耐震補強設計及び工事監理を含む。以下同じ。）を受けようとする住宅の建築年が記載された官公署の発行した書類又はその写し

ウ 耐震改修等を受けようとする住宅の位置図

エ 耐震改修等を受けようとする住宅が併用住宅の場合はその概略平面図

オ 診断表及び耐震診断が適正である旨の写し

カ 補強計画による耐震改修工事後の構造評点を示す書類及び補強計画が適正である旨の写し

キ 耐震改修工事等の内容を示す平面図その他の図面

ク 耐震改修等費用の内訳書（別紙様式）

ケ 耐震改修工事の実施箇所の写真（施工前）

コ 杵築市木造住宅耐震化促進事業申請等事務代行届（代行者が申請等を行う場合に限る。）

サ その他、市長が必要と認める書類

（3）部分耐震改修工事に要する経費に係る補助金

ア 杵築市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（部分改修）（様式第1号の3）

イ 部分耐震改修（耐震補強設計及び工事監理を含む。以下同じ。）を受けようとする住宅の建築年が記載された官公署の発行した書類又はその写し

ウ 部分耐震改修を受けようとする住宅の位置図

エ 部分耐震改修を受けようとする住宅が併用住宅の場合はその概略平面図

オ 診断表及び耐震診断が適正である旨の写し

カ 第2条第5号アの工事にあっては補強計画による耐震改修工事後の構造評点を示す書類及び補強計画が適正である旨の写し

キ 第2条第5号イの工事にあっては木造住宅耐震改修工法技術評価委員会の認定書の写し、若しくは大分県知事の認定書の写し

ク 部分耐震改修工事等の内容を示す平面図その他の図面

ケ 部分耐震改修等費用の内訳書（別紙様式）

コ 部分耐震改修工事の実施個所の写真（施工前）

サ 杵築市木造住宅耐震化促進事業申請等事務代行届（代行者が申請等を行う場合に限る。）

シ その他、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定通知）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金交付の適否を決定し、杵築市木造住宅耐震化促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）（以下「交付決定通知書」という。）又は杵築市木造住宅耐震化促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりその旨を申請者に通知するものとする。また、交付決定通知書による通知を行う場合において、市長は必要な条件を付することが出来る。

（補助事業の変更申請）

第7条 前条の規定により補助金の決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の決定通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、内容を変更しようとするときは、あらかじめ杵築市木造住宅耐震化促進事業変更申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「杵築市木造住宅耐震化促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）（以下「交付決定通知書」という。）又は杵築市木造住宅耐震化促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）」とあるのは、「杵築市木造住宅耐震化促進事業補助金交付決定変更通知書（様式第4号の2）（以下「交付決定変更通知書」という。）」と、「交付決定通知書」とあるのは、「交付決定変更通知書」と読み替えるものとする。

（補助事業の取り止め申請）

第8条 補助事業者は、補助事業を取り止めようとするときは、あらかじめ杵築市木造住宅耐震化促進事業取り止め申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

（完了報告）

第9条 完了報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類を、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（1）耐震診断に要する経費に係る補助金

ア 杵築市木造住宅耐震化促進事業完了報告書（耐震診断）（様式第6号）

イ 診断表の写し

ウ 耐震診断が適正である旨の写し

エ 耐震診断に要した費用の請求書

オ 耐震診断を行った建物の外観写真（外部全景、所有者名及び診断士名を記入した黒板と診断士が映り込んだ写真）及び内部写真（天井裏と床下、筋違の端部が確認できるもの）

カ その他、市長が必要と認める書類

（２） 耐震改修工事に要する経費に係る補助金

ア 杵築市木造住宅耐震化促進事業完了報告書（耐震改修工事・部分耐震改修工事）（様式第 6 号の 2）

イ 補強計画による耐震改修工事後の構造評点を示す書類及び補強計画が適正である旨の写し

ウ 耐震改修工事等の実施の内容を示す平面図その他の書類

エ 耐震改修工事等に係る代金の領収書の写し

オ 耐震改修工事の実施箇所の写真（施工状況及び完了）

カ その他、市長が必要と認める書類

（３） 部分耐震改修工事に要する経費に係る補助金

ア 杵築市木造住宅耐震化促進事業完了報告書（耐震改修工事・部分耐震改修工事）（様式第 6 号の 2）

イ 耐震改修工事等の実施の内容を示す平面図その他図書

ウ 耐震改修工事等に係る代金の領収書の写し

エ 耐震改修工事の実施箇所の写真（施工状況及び完成）

オ 第 2 条第 5 号アの工事にあっては補強計画による耐震改修工事後の構造評点を示す書類及び補強計画が適正である旨の写し

カ 第 2 条第 5 号イの工事にあっては木造住宅耐震改修工法技術評価委員会の認定書の写し、若しくは大分県知事の認定書の写し

キ その他、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第10条 市長は、前条の報告書を受理した場合は、その内容及び耐震改修工事に要する経費に係る補助金又は部分耐震改修工事に要する経費に係る補助金においては現場で工事の完了状況等を審査し、適正と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、杵築市木造住宅耐震化促進事業補助金の額の確定通知書（様式第 7 号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 この補助金は精算払いの方法により交付する。

（補助金の交付請求）

第12条 補助金の額の確定の通知を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、杵築市木造住宅耐震化促進事業補助金交付請求書（耐震診断）（様式第8号）又は杵築市木造住宅耐震化促進事業補助金交付請求書（耐震改修工事・部分耐震改修工事）（様式第8号の2）を提出しなければならない。ただし、耐震診断に要する経費に係る補助金の交付については、補助対象住宅の耐震診断を行った診断士の所属する事務所が代理受領することとし、代理受領委任状（様式第9号）を添付しなければならない。

（交付決定の取り消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- （2） この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- （3） その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

（事務の代行）

第14条 所有者等は、申請の手続等を第三者に代行させることができる。

2 前項の規定により手続等を代行する場合は、申請者は杵築市木造住宅耐震化促進事業申請等事務代行届を市長に提出しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別表（第4条関係）

区分		補助金の額
I	平屋建てで床面積が100㎡未満であるもの（平面形状に凹凸がない場合に限る）	96,000円
II	床面積の合計が100㎡未満である場合で区分Iに該当する以外のもの（精密診断法による診断に限る）	115,000円
III	床面積の合計が100㎡以上であるもので、建築当時の図面がある場合（精密診断法による診断に限る）	121,000円
IV	床面積の合計が100㎡以上であるもので、建築当時の図面がない場合（精密診断法による診断に限る）	140,000円